

全国知事会会長退任記者会見について（全国知事会）

本会会長の梶原岐阜県知事は、2月2日（水）、都道府県会館において、会長退任に当たっての記者会見を行いました。



概要及び配付資料は、以下のとおりです。

全国知事会会長退任記者会見

日時 : 2月2日 13:30 ~ 14:15

場所 : 都道府県会館 6階知事室

出席者 : 梶原会長

梶原会長 今日付けで、全国知事会会長辞任の届出をさせて頂いた。顧みると、1年5ヶ月という歴代の知事会長の中でも短い期間の会長の一人であった。その間、三位一体改革、全国知事会自体の改革、知事の全国知事会における役割や知事会の事務局の改革という様々な課題があった。全国知事会の総会も2ヶ月に1回くらい開催し、大変多忙な1年5ヶ月であった。お陰で、三位一体改革もひと区切り付けることが出来た。確かに、国庫補助負担金の削減項目が少ないこと等先送りされた課題が残ったが、国と地方が対等に協議する場が出来たことは、明治以来なかったことであり、画期的なことである。地方財政計画についても、総務省と財務省が勝手に決めていたが、これからはそうはいかない。総務大臣と地方六団体が、地方財政計画については協議していくことになった。また、公式的ではないが官房長官、財務大臣、総務大臣とそれぞれ、地方六団体の代表が懇談するというルールも出来た。また、自由民主党、民主党、公明党の幹部と、都道府県会館内で話し合うという前例も出来た。三位一体改革の中身もさることながら、形として国と地方が対等に協議していくという場と雰囲気が出来たと思う。地方分権一括法等の様々な制度が出来たが、実際は政府・国の方で地方六団体を見下す場面があった。国と地方のバランスを取れるようになり、また地方蔑視の壁を破ることが出来るようになったということが大きな成果だ。国と地方が対等だということは、我々も日本だということである。全国3,000の自治体がまとめればこれも日本であるということで、今年から「自治体・日本」という言葉を使うようになった。我々地方側の意識も変えていかなければならないし、国との関係においては、我々も日本であるという姿勢で臨まなければならないという体制が出来た。これが「集団の力」である。「結束の力」については、まとまらないと言われていた国庫補助負担金の改革案について、地方六団体共通の案としてまとめることが出来たということで、我々地方六団体が当事者能力、当事者適格を獲得した。仮に案がまとまらなければ、国の方は勝手に地方自治体のことを決めていくということになったと思う。地方から日本を変えるという気概のもとに結束したという「結束の力」を獲得した。3つ目に「行動の力」について、1万人集会等を実施して、力を誇示したという行動力を学び取った。その現れとして、地方分権推進連盟が発足し、先

日第1回総会が行われ、議会3団体を中心に活動している。議会の議員の力というのは、首長レベルと違って大きな政治力を結集できるという立場にある。これから、国政選挙を通じて、その政治力が生かされることになる。地方自治体のサイドで大きな改革が出来たということが、さらに地方分権を推し進める上で大きな力になるのではないかと思う。しっかり地方分権の基盤が整備できたと、国と地方の協議の場ができ、地方六団体が「自治体・日本」として団結し、これが後世高く評価されると思う。これから、全国知事会会長が新しく選ばれると思うが、その方が地方六団体のメンバーの一人として、これまでの実績を生かして、さらに地方分権を日本のために進めて頂きたい。そういう想いをのせて今後を期待したい。短い期間ではあったが、報道機関の皆様には格別の協力、ご理解をいただき、感謝している。一番の問題点は、地方分権、三位一体改革といっても一般国民にとってはなんのことも分からないということ。地方自治体の職員も地方議会の議員もよく分からないでいた。それがマスコミ各社の報道によって情報が浸透し、地方分権、三位一体改革についての理解を深めて頂くことができたと思う。そのことに対し、最後に厚くお礼を申し上げたい。

A社

三位一体改革の取りまとめの過程と、その後の国との協議の過程で一番厳しかったことは。また、それを乗り越えて達成したと感じたことについて。

梶原会長

一番悩んだのは、政府・与党合意を飲むか飲まないかという場面。地方六団体の代表者で協議して、国との協議を継続するという条件を付けて妥協をした。特に市町村はともかく、都道府県にとっては、国民健康保険などが新しく入ってきたりと得るものが少ない。六団体の中でも知事会の立場は微妙であった。泥をかぶるつもりで、妥協の道を選んだ。その辺が一番悩んだところ。全国知事会の仲間も個々にはいろいろ言っていたが、よくやったと言っていた。ホッとしている。

B社

新潟での全国知事会議の時の感想について。会長の後任に関して、梶原会長の個人的な考えについて。

梶原会長

新潟での知事会議は非常に印象的であった。補助金負担金の改革案をまとめられなければ、我々の当事者適格が否定されてしまうということは目に見えて

いた。何がなんでもまとめなければならないと思っていたし、まとまるという確信もあった。しかし、とことんそれぞれの意見をはき出さなければならないということで、夜 12 時まで論議し、論点が明確になったので、翌朝継続して議論して採決してまとめた。そのときの収穫としては、全国知事会というのは、懇親会、サロンではないということ。全国知事会や他の地方関係団体もそうだが、親睦団体という意識を持つ人はいなくなったと思う。これから政策の勉強をして

、情報の分析もして、それぞれがとる方針というものを明確に意思決定してことにあたらなければならない。そういう時代になった。真剣に議論するということはいかに大切かと言うことを知事全員が勉強したと思う。全員一致というのはなかなかあり得ないと思うが、とことん議論するということが大事だという大きな前例ができた。

次期会長がどうかということについては、今日一日はまだ会長であり、純粋な個人として、具体的な人選に関わるようなことはコメントすべきではないと考える。一般論として、全国知事会単独ではだめであり、地方六団体として「自治体・日本」として行動しなければならないということがはっきりしたので、その点ご理解している人ではなければならない。

二つ目は、地方六団体が一丸となって行動する時に、市長会、町村会の意見を尊重していくということは欠かせないこと。そうしないと地方六団体、自治体・日本会議は分裂してしまう。地方分権は長期にわたって停滞してしまう。3つ目に、選ばれた人が誰であってもどこかの都道府県を背負っているわけで、そういう立場を捨てて、全体のために奉仕するという気持ちを持ってもらわなければならない。自分のところの都道府県の立場をいちいち論ずるような方は、全国知事会の会長としての資格はない。これはどなたも異論のない共通の要件だと思う。いろいろな動きはあると思うが、私はそれに関わらない。いずれにしても、三位一体改革で汗をかいてきた知事の判断が大きな影響力を持つのではと思う。

C 社

今後の知事会のことを考えると、三位一体改革の対応と同時に、今、地方制度調査会で議論している道州制に関する議論について、知事会の中にも研究会があって知事さん方の意見も分かれてると思うが、会長自身は道州制、都道府県の将来像についてどのように考えているか。

梶原会長

会長としても、個人としても道州制の問題は都道府県の問題であり、国がど

う考えるか以前に、都道府県が自らどう考えるかが大事と思っている。積極的に全国知事会でもとりあげるべきとしてやってきた。異論を唱える人もいるが、だいたいそういう人は、地図で見るとよく分かる。要するに、都道府県の組み合わせの問題である。微妙な立場になるであろう方はだいたい消極的である。そういうものを捨てて、個々の地域の利害を超えて、全国都道府県全体を考えて取り組むべきことと思う。

D社

梶原会長は退任後にそういう影響を与えるようなアクションを起こされる予定はあるか。

梶原会長

日本再生研究会を作って、日本再生のための政策提言とか実践活動をやりたい。今まで進めてきた分権社会をつくるというのは重要なテーマであるが、例えば、首都機能移転について、武力攻撃、テロ及び地震などの事態が想定される中で、半径2～3キロの中に国の中核部分を集めてのんびりしている国は他にはない。政府・国会は危機意識が鈍い。目覚めて日本を再生する運動をやっていかなければならない。これに大学生が共鳴して拓塾という塾をつくるという話もある。若い人材の養成が必要。これを日本再生活動の一環として、若い人達のエネルギーを引き出していきたい。全国知事会のメンバーの知事にも意識改革をしてもらいたい。大分変わってきたが、分類するとA、B、Cという3つのタイプがある。Cタイプは意見も言わない、行動もしない。Bタイプは意見は言うが行動はしない。Aタイプは、意見も言うが行動もするタイプ。ただ、意見もいろいろあって、ピントはずれの意見を言う人もいるが、これはA'タイプである。ある程度ワンマンでやらないと、全国知事会の運営は難しい。しかも片手間でやらなければならない、本業をやりながら兼務で全国知事会会長なので、会長本人がそうであると同時に会員の知事も本業が忙しい。そういう忙しい中で、全国知事会の仕事も一生懸命やるのは過酷である。しかも何か相談しようとしても人が集まらない。会議を開くこと自体が難しい。その点、市長会も町村会も一緒であると思う。昔のように名誉職でやっていけばいいという時代には戻らないでしょう。

E社

最後に中教審の方で、地方枠の部分が空席のままスタートしたことについて、もう少し知事会の方でプッシュできなかったか。

梶原会長

地方六団体として義務教育の問題が先送りされ、中教審のほうで論議しようという約束であったので、知事会、市長会、町村会それぞれ代表3人が本委員になるものだと思っていた。そしたら、文部科学省の方がなるべく入れないと言ってきた。びっくした。教育の中で最も重要な問題は義務教育であり、義務教育は自治事務として地方自治体が責任を持っている。経費も7割以上自治体が負担して、日夜、義務教育に取り組んで四苦八苦している。そうした当事者をなるべく入れないという態度は理解できない。本気になって義務教育の問題を解決しようとしているのか疑わざるをえない。地方自治体に任せてもらった方がよい。

全国知事会会長の退任に当たって

平成17年2月2日

1 全国知事会会長在職期間等

- (1) 全国知事会会長就任 P 1
- (2) 全国知事会会長退任 P 1
- (3) 在職期間 P 1

2 「闘う知事会」の活動

- (1) 「闘う知事会」は全国知事会議・高山会議（「闘う知事会議」）から
..... P 1
- (2) 全国知事会議の精力的な開催 P 1
- (3) 研究会による活動 P 2
- (4) 知事会改革 P 2
- (5) 政党・関係大臣等との意見交換 P 3

3 「三位一体の改革」への取り組み P 5

4 地方六団体の結束

- (1) 地方六団体共同の「国庫補助負担金に関する改革案」 P 1 2
- (2) 「国と地方の協議の場」、「地方財政等に関する総務大臣との意見交換」、関係大臣との意見交換等 P 1 2
- (3) 地方六団体代表者会議の開催 P 1 4
- (4) 地方分権推進連盟の発足 P 1 4
- (5) 総決起大会の開催 P 1 4
- (6) 日本列島縦断シンポジウムの開催 P 1 5

5 地方分権に対する考え方

1. 歴史的視点から見た地方分権

- (1) 地方分権改革の歴史的意義 P 1 5
- (2) 大正デモクラシーと平成デモクラシー P 1 5
- (3) 明治維新による中央集権革命から平成維新による地方分権革命へ P 1 5

2. 住民主権と地方分権 P 1 6

- 3. 地方分権による「高コスト不満足社会」から「低コスト満足社会」への転換
..... P 1 7

6 全国知事会会長退任に当たって P 1 8

1 全国知事会会長在職期間等

(1) 全国知事会会長就任 平成15年9月12日

9代目

安井	誠一郎(東京都知事)	S22.10.1 ~ S34.4.18
東	龍太郎(東京都知事)	S34.5.5 ~ S42.4.22
桑原	幹根(愛知県知事)	S42.5.10 ~ S50.2.14
木村	守江(福島県知事)	S50.5.23 ~ S51.8.2
奥田	良三(奈良県知事)	S51.8.24 ~ S55.7.9
鈴木	俊一(東京都知事)	S55.7.18 ~ H7.4.22
長野	士郎(岡山県知事)	H7.5.23 ~ H8.11.11
土屋	義彦(埼玉県知事)	H8.11.22 ~ H15.7.18
梶原	拓(岐阜県知事)	H15.9.12 ~ H17.2.2

全国知事会初めての選挙により選ばれた会長(無投票)

- ・従来は、ブロックから選出された会長・副会長候補者のうちから「役員選考委員会」で選考、全国知事会議で決定
- ・全国知事会議・高山会議(平成15年7月16日~18日)で会長は選挙で選出する方式に改めることで合意

(2) 全国知事会会長退任 平成17年2月2日

本日をもって会長職を辞任

岐阜県知事任期満了日 平成17年2月5日(4期16年)

(3) 在職期間 1年5カ月(17カ月)

2 「闘う知事会」の活動

(1) 「闘う知事会」は全国知事会議・高山会議(「闘う知事会議」)から

(2) 全国知事会議の精力的な開催

会長就任後(1年5カ月)の全国知事会議開催回数 8回

概ね2カ月に1回のペース

平成15年11月18日(都道府県会館)

平成15年12月19日(都道府県会館)

平成16年3月30日(都道府県会館)

平成16年5月25日(都道府県会館)

平成16年7月15日(都道府県会館)

平成16年8月18、19日(新潟市)

平成16年11月11日(都道府県会館)

平成16年12月14日(都道府県会館)

回を重ねただけでなく、いずれの会議も精力的に議論

(3) 研究会による活動

緊急の課題に機動的に対応するため、知事を構成メンバーとする研究会を設置し、知事自身が課題に取り組む体制

設置研究会 16 研究会

(実質的に活動しなかった研究会を除き 14 研究会)

42 人 (のべ 130 人) の知事がいずれかの研究会に参加

三位一体改革研究会
政権公約評価研究会
市町村財源問題研究会
高速道路整備研究会
農業政策[WTO関係]研究会
危機管理研究会、
(エネルギー問題[原子力発電関係]研究会)
中小企業活性化研究会
男女共同参画研究会
知事会改革研究会
財源調整問題研究会、
日本地方自治憲章研究会
国の過剰関与等撤廃研究会
国の行財政改革評価研究、
道州制研究会
(医療・介護・年金問題研究会)

(4) 知事会改革

全国知事会の役割

全国知事会は単なる親睦機関ではなく、地方自治法 263 条の 3 により、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、内閣や国会に意見を提出することができる組織である。

さらに、全国知事会規約においては、連絡調整や意見具申だけでなく、「地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進に関する事項」も事業の一つとして位置づけられている。

(全国知事会規約第 4 条第 1 項第 2 号)

全国知事会改革

こうした役割を今まで以上に果たしていくため、全国知事会改革研究会 (座長 : 新潟県知事) における議論、全国知事会議・新潟会議 (平成 16 年 8 月 19 日) における協議を経て、全国知事会改革案

をとりまとめ、全国知事会議（＃年１２月１４日）において規約等の改正を行った。

全国知事会改革の概要

意思決定

- ・評決が原則出席知事の 2 / 3 以上で行われることをふまえ、会議の定足数を 3 / 4 以上に変更し過半数の知事の同意を確保する（ $3/4 \times 2/3 = 1/2$ ）
- ・評決を行った場合議長の判断により少数意見を付記することができることとする

役員体制と会長の補佐機能

- ・会長の選任は都道府県知事の投票によることとし、選任過程の透明性を高める
- ・正副会長会議を全国知事会の組織として規定する
- ・常任委員会及び特別委員会の委員長を理事会の構成員に加えることができることとする

特別委員会

- ・地方行政に関する特定の重要政策等を審議するため、現行の特別委員会及び研究会を整理し、新たに特別委員会を設置する

専門委員の設置

- ・重要又は特定の政策課題について助言を得るため有識者を専門委員として委嘱する

(5) 政党・関係大臣等との意見交換

政党幹部との意見交換

自由民主党 ６回

平成 15 年 10 月 15 日（都道府県会館、知事会）

都道府県知事と自由民主党幹部との意見交換会

平成 16 年 4 月 2 日（自由民主党本部、知事会）

自由民主党「地方税財政改革 P T」の会議への知事出席

平成 16 年 5 月 13 日（都内、知事会）

都道府県知事と自由民主党政務調査会長との意見交換会

平成 16 年 6 月 7 日（都道府県会館、知事会）

都道府県知事と自由民主党政務調査会長との意見交換会

平成 16 年 8 月 25 日（自由民主党本部、地方六団体）

自由民主党「総務部会・地方税財政改革PT合同会議」
平成16年9月1日（自由民主党本部、地方六団体）
自由民主党政務調査会「重点政策推進委員会・第三部会」

民主党 3回

平成15年10月7日（都道府県会館、知事会）
都道府県知事と民主党幹部との意見交換会
平成16年6月9日（都道府県会館、知事会）
都道府県知事と民主党幹部との意見交換会
平成16年11月18日（都道府県会館、知事会）
都道府県知事と民主党幹部との意見交換会

公明党 3回

平成16年5月14日（衆議院内公明党役員室、知事会）
都道府県知事と公明党幹部との意見交換会
平成16年6月11日（衆議院第1議員会館、知事会）
都道府県知事と公明党政務調査会との意見交換会
平成16年8月25日（衆議院第1議員会館、執行三団体）
公明党「地方分権・三位一体改革推進委員会」

関係大臣等との意見交換等

内閣官房長官

平成16年6月18日（ルポール麹町、地方六団体）
地方六団体会長と内閣官房長官との意見交換会

総務大臣

平成16年6月25日（ルポール麹町、地方六団体）
地方六団体代表と総務大臣との意見交換会
平成16年9月22日（ルポール麹町、地方六団体）
地方六団体代表と総務大臣との意見交換
平成16年12月7日（ルポール麹町、地方六団体）

地方六団体代表と総務大臣との意見交換会
平成17年1月18日（ホテルオークラ、地方六団体）
地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合（第1回）の開催

財務大臣

平成16年6月17日（ルポール麹町、地方六団体）
地方六団体代表と財務大臣との意見交換会

片山自民党地方税財政改革PT座長との意見交換

平成16年7月22日（都内、地方六団体）
地方六団体代表と片山自民党地方税財政改革PT座長との意見交換会
平成16年12月7日（ルポール麹町、地方六団体）
地方六団体代表と片山自民党地方税財政改革PT座長との意見交換会

3 「三位一体の改革」への取り組み

別添資料 「三位一体改革への取り組み経過」を参照
「三位一体の改革」関係の提言、談話、申し入れ等

三位一体の改革に関する提言（全国知事会長私案）の公表[平成15年10月7日]
・全国の知事への調査結果に基づく提言（案）の公表
（参考：全国市長会）「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言～地方分権推進のための三位一体改革の早期具体化について～」のとりまとめ [平成15年10月23日]
・補助金の廃止・縮減について
・廃止して税源移譲すべき補助金：総額約5.9兆円
・地方への税源移譲の総額：約5兆円
・所得税から個人住民税（個人住民税の10%程度の比例税率化）
・消費税から地方消費税（消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲）
・廃止すべき補助金額と税源移譲額の差額は行財政改革による効率化努力で対応
「三位一体の改革に関する提言」を全国知事会の総意として決定し、公表[平成15年11月18日]

- ・見直し対象とした国庫補助負担金の総額：11兆2,082億円（国予算ベース）
 - うち、都道府県が事業主体である国庫補助負担金の額：6兆9,852億円
- ・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの：総額8兆9,357億円
 - うち、都道府県が事業主体であるもの：6兆4,066億円
- ・地方への税源移譲額：7兆9,234億円
 - うち、都道府県が事業主体であるもの：5兆8,040億円
- ・税源移譲の対象となるべき税目と移譲額
 - 所得税から住民税へ個人住民税を10%比例税率化：移譲額3兆円程度
 - 消費税から地方消費税へ地方消費税を1.5%引き上げ：移譲額3.6兆円程度
 - 揮発油税（2兆8千億円）の一部地方譲与税化等：移譲額1.4兆円程度

地方六団体「三位一体の改革に関する緊急提言」のとりまとめ [平成15年11月18日]

- ・国庫補助負担金の原則的廃止
- ・税源移譲の早期実現
- ・地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の重要性
- ・地方行財政改革の推進及び地方行政体制の整備

地方六団体「地方税財政基盤確立全国大会」（日本都市センター）での「地方税財政基盤の確立に関する決議」の採択 [平成15年11月19日]

全国知事会「三位一体改革に関する会長談話」の発表 [平成15年11月19日]

- ・三位一体の改革に関する財務大臣発言（11月14日）について
 - ・基幹税への移譲は国庫補助負担金の廃止等がある程度まとまってから行うべきという、国庫補助負担金の廃止を優先させ、税源移譲は後回しでよいと受け止められかねない趣旨の発言について、強く反対の意思を表明
- ・三位一体の改革に関する総理大臣の指示（11月18日）について
 - ・平成16年度における三位一体改革の推進について、1兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減を目指して検討すること及び併せて税源移譲も行うことという指示について、三位一体の改革を具体的に進めようとの強い意図に基づくものであるとして歓迎する旨を表明

全国知事会「三位一体改革の推進についての会長談話」の発表 [平成15年11月26日]

- ・関係大臣が内閣総理大臣の指示の趣旨に沿って、改革案の取りまとめを早急に行っていただくよう期待しているが、教職員の退職手当等に係る経費を国庫負担金の対象から除外することなどは単なる地方への負担転嫁であり容認できないものである旨を表明

地方六団体「三位一体改革の推進に関する緊急意見」の発表[平成15年12月3日]

- ・生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金の負担割合の引下げや教職員の退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の対象から除外する等の措置は単なる地方への負担転嫁であり絶対に容認できない

(参考：全国町村会)「町村からの提言 ～市町村合併と分権改革・三位一体改革について～」のとりまとめ [平成15年12月3日]

- ・市町村合併等の課題への考え方の表明と合わせて、三位一体の改革について、地方交付税の財源保障機能の堅持、地方税財源の充実強化等を提言

地方六団体「基幹税での税源移譲についての緊急アピール」の発表 [平成15年12月8日]

- ・来年度の税源移譲の税目としてはたばこ税とする案が報道されているが、たばこ税は基幹税とは言えず、将来性もなく「基本方針2003」の趣旨に沿わないものであり断固反対
- ・あくまでも基幹税である個人住民税、地方消費税への税源移譲とすべき

全国知事会「三位一体の改革の推進に関する緊急意見」の発表[平成15年12月8日]

- ・全国知事会会長と全国知事会政権公約評価研究会座長（岩手県知事）との連名による意見表明
- ・基幹税による税源移譲の必要性、補助率カット・交付金化の問題点、小泉首相自らがリーダーシップを発揮することの必要性等

地方六団体「三位一体の改革に関する国庫補助負担金の削減問題についての会長談話」の発表 [平成15年12月11日]

- ・生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金について現行の負担割合を維持することとさことは評価、今後の検討について地方公共団体の意見を尊重すべき
- ・国庫補助負担金の廃止・縮減に見合うべき税源移譲は、将来性のないたばこ税ではなく、あくまでも基幹税により行うべきものである
- ・地方公共団体の意見の尊重と三位一体改革推進の工程表の早期提示

地方六団体「三位一体の改革に関する税源移譲についての会長談話」の発表 [12月17日]

- ・平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施すると決定したこと、暫定措置とはいえ改革の初年度である平成16年度において基幹税である所得税の一部を所得譲与税として地方に税源移譲することは評価

全国知事会「地方交付税等の大幅削減に対する緊急コメント」の発表[平成16年2月9日]

・国の「三位一体の改革」における国庫補助負担金の見直しや税源移譲が不十分な中、地方交付税の削減のみが突出して行われることは地方公共団体の財政運営に致命的な打撃を与えるものであるとして、以下の項目について緊急に意見を表明

- 1 地方財政見直し等の早期公表と地方の意見の反映
- 2 的確な財源保障
- 3 今後の地方財政への対応（政府は地方公共団体の危機的な財政状況を十分認識し、地方公共団体が将来見直しをもって予算編成や行財政運営ができるよう適切な対応を講ずべき）

全国知事会「平成17年度以降の「三位一体の改革」の取り組みについての申し入れ」の実施 [平成16年4月15日]

- ・全国知事会会長と岩手県知事が、自由民主党額賀政務調査会長に対し申し入れを実施
 - ・三位一体改革の推進にあたっての基本的な考え方及びその全体像の提示
 - ・基幹税（所得税、消費税）による所要の規模の税源移譲の実行
 - ・目先の国の財政再建を目的とした地方交付税の削減は行われるべきでないこと
 - ・その他、直轄事業負担金の廃止、国自らの行財政改革努力の必要性等

（参考：全国市長会）「真の三位一体改革の推進に関する提言 - 地方交付税改革を中心として - 」のとりまとめ [平成16年5月24日]

- ・地方歳出の見直しの基本的考え方
 - ・地方財政計画の規模の抑制に当たっては国の施策の見直し、義務づけの廃止・縮小が前提
 - ・急激な見直しではなく実態を不磨言えた工程表を明示
 - ・地方の意見を十分に踏まえた全体像の明確化
- ・地方交付税改革の基本的な方向
 - ・時代のニーズに即した投資から経常へのシフト、実態を踏まえた地方交付税の所要額の確保
- ・基幹税による本格的な税源移譲の早期実現
- ・補助金の廃止と地方の自己決定権の拡大

地方六団体「地方財政危機突破総決起大会」（日本武道館）での「地方財政危機突破に関する緊急決議」の採択 [平成16年5月25日]

全国知事会「平成17年度における「三位一体の改革」に関する提言」の決定、公表 [平成16年5月25日]

- ・平成17年度については、所得税から住民税への移譲3兆円程度、消費税から地方消費税への移譲及び揮発油税の地方譲与税化1兆円程度、合計4兆円

程度の移譲を図るべき

- ・ 4兆円程度の税源移譲をまず先行して決定し、それに見合った額の国庫補助負担金を廃止するべきであり、その際、地方の自由度の拡大につながるよう、奨励的補助金や公共事業関係補助金などを優先して廃止すべき
- ・ 平成16年度において、税源移譲と関わりのない形で地方交付税の大幅な削減が行われたことから、平成17年度における所要一般財源総額については、平成16年度の大幅な削減前の水準を確保することが必要

地方六団体「骨太方針2004」についての会長談話」の発表[平成16年6月4日]

- ・ 地方公共団体の意見を取り入れ、具体的な税源移譲額が示されたことは評価
- ・ 地方公共団体としても税源移譲廃止すべき国庫補助負担金等の改革案の具体案をとりまとめるので、国はこれを十分尊重し、確実に税源移譲に結びつけることが重要

全国知事会、全国市長会「生活保護費負担金の見直しに関する会長談話」の発表[平成16年8月5日]

- ・ 国庫負担割合の引き下げによる地方への負担転嫁が強行された場合に事務を返上する考えがある旨の表明

地方六団体会長会議で「国庫補助負担金等のに関する改革案」を最終合意[平成16年8月19日]

【「三位一体改革」の全体像】

- ・ 地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
- ・ 第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

全体像： 国から地方への税源移譲： 8兆円程度
国庫補助負担金の見直し： 9兆円程度
地方交付税の見直し

【平成17年度及び18年度における改革】

- ・ 税源移譲額：個人住民税の10%比例税率化により所得税から住民税へ3兆円程度移譲
- ・ 移譲対象補助金：3.2兆円（「移譲対象補助金一覧」の提示）

【その他】

- ・ 地方交付税による確実な財源措置、国直轄事業負担金の廃止、国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化、国による関与・規制の見直し

地方六団体「国庫補助負担金等改革案提出に当たっての共同声明」の発表[平成16年8月19日]

- ・ 「小異を捨て大同につく」という観点に立ち共同案として提示することができたことは、「真の地方分権改革」を推進するという我々の強い姿勢を示す

もの

- ・国においては、この改革案とこれに込めた我々の思いを真摯に受け止めるべき
- ・誠意を持って地方六団体との協議を進めながら、改革の全体像を速やかに提示し、平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も更に、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう強く求める

地方六団体会長が改革案を内閣総理大臣へ提出（首相官邸）[平成16年8月24日]

- ・総理が国と地方の協議機関の設置を明言し、正式に改革案を提出
- ・総理発言
 - ・「協議機関については、内閣官房長官を中心にして、総務大臣、財務大臣に入ってもらおう。」
 - ・「六団体から提出されたいろいろな意見について誠実に対応し、できることからやっていく。」

国と地方の協議の場第1回会合（首相官邸）において地方六団体から「協議に当たっての基本姿勢」を提示[平成16年9月14日]

- ・自治体首長・議員は、国会議員と同じ地盤の有権者から負託を受け「国を想い、国を創る」気持ちは共通であり官僚ペースではなく、国民に直接責任を負う政治家として共通の基盤に立って議論をしていきたい
- ・地方六団体は、多くの困難を乗り越えて改革案をまとめた
- ・政府においても真摯に受け止め、国側の改革案をまとめてこの協議の場に提案すべきであり、個別に各省庁等と議論するつもりはない

地方六団体会長から内閣官房長官への申入れ[平成16年10月5日]

- ・「国と地方の協議の場」の運営に関する申入れ及び改革案に対する省庁等からの妨害事例についての報告を行うとともに、意見交換

地方六団体会長が10月5日の意見交換を踏まえ内閣官房長官に申入れ[平成16年10月6日]

- ・前日の官房長官との意見交換を踏まえ、「国と地方の協議の場」の運営に関して、地方六団体が掲げる事項に十分配慮して運営されることを前提に協議を進めることとする文書を提出

全国知事会「税源移譲に関する考え方についての声明」の発表[平成16年10月8日]

- ・「公共事業は税源移譲の対象外であることは地方六団体に明確に伝わっている」との北側国土交通大臣の会見報道がなされたが、地方六団体として財務大臣から明確に説明を受けたことはなく事実を歪曲するもの

全国知事会「谷垣財務大臣の経済財政諮問会議提出資料に基づく地方交付税削

減額の試算」を第4回「国と地方の協議の場」へ提出[平成16年10月26日]

- ・7.8兆円もの地方交付税削減が行われた場合の地方自治体への影響
都道府県で1団体あたり 約913億円（1団体あたり交付税総額約2,400億円の約38%）
市町村では1団体あたり 12億円（1団体あたり地方交付税総額約30億円の約40%）
- ・財務大臣の主張では、これらは全く無駄な歳出であり、これに伴う行政サービスの水準低下は住民が甘受すべきものとしているが、到底容認できるものではない

地方六団体「地方分権推進総決起大会」(日本武道館)において「地方分権改革の推進に関する緊急決議」を採択[平成16年11月17日]

地方六団体「三位一体の改革について」の共同声明[平成16年11月29日]

- ・よりよい三位一体の改革案づくりのため、国と地方が対等の立場で真剣に協議を重ねたことは、地方分権の実現、地方自治の確立の観点から画期的なこと
- ・政府・与党合意は、多くの課題が先送りされるとともに、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多く、引き続き「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、さらに結束を強化してその実現に努力する

(参考：全国町村会)「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて～地方交付税のあり方について～」のとりまとめ[平成16年12月2日]

- ・地方交付税の一方的な削減の動きへの批判、税源移譲による交付税の原資の減少に対する交付税の法定率を引き上げ、地方圏の町村・中山間地域の果たすべき公益的機能などの役割を踏まえた再配分の仕組みの検討について提言

地方六団体代表者会議(赤松町)において申し合わせ[平成16年12月7日]

- ・地方の信頼を裏切る理不尽な地方交付税の削減が一方的に行われた場合は、政府に対する不信任の意思表示や抗議声明などの運動を展開することについて申し合わせ

地方六団体「国と地方の協議の場」の開催について(内閣官房長官に申し入れ)[平成16年12月7日]

- ・国と地方の協議の場において協議すべき事項
 - 1 地方交付税総額の確保を含む平成17年度の地方財政対策
 - 2 公共事業等に関する国庫補助負担金の交付金化及び補助金改革の工程表
 - 3 国民健康保険への新たな都道府県負担の導入
 - 4 国の関与・規制の廃止、見直しに関する今後の対応方針
 - 5 平成19年度以降の第二期三位一体改革の必要性

地方六団体代表者会議より、理不尽な地方交付税の削減が行われた場合の全国的な運動の展開について各地方自治体首長及び議会議長に依頼
[平成16年12月13日]

地方六団体代表による地方交付税の確保に向けた要請活動の実施 [平成16年12月14日]

- ・平成17年度の地方交付税総額は16年度以上の額を確保すべき
- ・定率減税の縮小が行われた場合に適切な対応をすべき
- ・地方六団体の参画により、地方財政計画を適正に策定すべき

地方六団体「平成17年度地方財政対策についての共同声明」の発表[平成16年12月18日]

- ・平成16年度以上の一般財源総額と出口ベースの地方交付税総額が確保されたこと、投資から経常への需要構造の変化を的確に反映させるための一定の措置が実行されたことについては評価
- ・総務大臣をはじめ御尽力いただいた関係者の御努力に敬意を表する
- ・地方六団体は政府・与党合意に残る多くの課題について、引き続き「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、更に結束を強化して、その実現に努力し、地方分権推進連盟の活動等を通じて強力な運動動を展開していく

国庫補助負担金の合理化について内閣官房長官に申し入れ[平成16年12月20日]

- ・国は地方に更なる合理化を求めているが、国自身が不合理な補助負担金制度によって、
 - 「無駄を強制している」
 - 「スリム化を妨害している」
 - 「創意工夫を殺している」

地方分権推進連盟総会（全国都市会館）において「地方分権改革の推進に関する決議」を採択[平成17年1月28日]

4 地方六団体の結束

- (1) 地方六団体共同で「国庫補助負担金に関する改革案」をとりまとめたほか、適時適切に共同声明等を表明
- (2) 「国と地方の協議の場」、「地方財政等に関する総務大臣との意見交換」、関係大臣との意見交換等を地方六団体共同で参画、実施

【「国と地方の協議の場」の開催概要】

国と地方の協議の場第1回会合（首相官邸） [平成16年9月14日]

- ・国庫補助負担金改革案を提示する前提条件としての地方の意見の反映の場
- ・テーマ：地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」について
- ・政府側出席者
 - ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
- ・地方六団体からの「協議に当たっての基本姿勢」の提示

国と地方の協議の場第2回会合（首相官邸）[平成16年10月12日]

- ・テーマ：文教・科学振興関係、社会保障関係
 - ・文部科学大臣が義務教育費国庫負担金堅持等について発言。
 - ・厚生労働大臣が代替案（国民健康保険、生活保護、児童扶養手当の国庫負担の見直し）を出す

国と地方の協議の場第3回会合（首相官邸）[平成16年10月19日]

- ・テーマ：経済産業関係、沖縄及び北方対策関係、その他補助金関係
 - ・経済産業大臣が所管補助金の必要性について発言
 - ・沖縄・北方対策担当大臣が沖縄振興に支障が生ずることのないよう措置する必要性について発言
 - ・農林水産大臣が交付金化、省庁連携強化による代替案を出す
 - ・厚生労働大臣が前回説明した案を補足説明

国と地方の協議の場第4回会合（首相官邸）[平成16年10月26日]

- ・テーマ：公共事業関係、三位一体改革総論
 - ・農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣が国庫補助金堅持、交付金化について発言
 - ・財務大臣が地方交付税の大幅削減について発言

国と地方の協議の場第5回会合（首相官邸）[平成16年11月9日]

- ・テーマ：三位一体改革総論
 - ・地方六団体から、三位一体改革に関する考え方、義務教育費国庫負担金、災害対策に関する公共事業、地方交付税額、生活保護・児童扶養手当、国民健康保険等に関する資料を提出
- ・政府側出席者
 - ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

国と地方の協議の場第6回会合（首相官邸）[平成16年11月24日]

- ・テーマ：三位一体改革総論
 - ・政府・与党による基本的枠組みについて
 - ・地方六団体から、地方六団体改革案を尊重すべき事項について説明のうえ、尊重されない場合は改革案の撤回も辞さない旨を伝達

- ・政府側出席者
 - ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣
- 国と地方の協議の場第7回会合（首相官邸）[平成16年11月26日]**

- ・協議事項
 - ・政府・与党合意「三位一体の改革について」の提示及び説明
 - ・地方六団体側からの問題点・課題等の指摘
 - ・国と地方の協議の場を継続することの確認

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政担当大臣
- 国と地方の協議の場第8回会合（首相官邸）[平成16年12月24日]**

- ・第8回「国と地方の協議の場」資料（地方六団体）
 - 1 国庫補助負担金の合理化及び補助金改革の工程表について
 - 2 国の関与・規制の廃止、見直し等について
 - 3 第2期改革の必要性について
 - 4 税源移譲の対象とならない国庫補助負担金のスリム化について
 - 5 義務教育のあり方について
 - 6 国民健康保険財政に対する新たな都道府県負担の導入について
 - 7 税源移譲3兆円規模の意味について
- ・政府側出席者
 - ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政担当大臣

(3) 地方六団体代表者会議の開催

議 長：全国知事会会長

議長代行：全国市長会会長、全国町村会会長

設 置：平成16年10月12日正式設置

(4) 地方分権推進連盟の発足

会 長：三議長会会長

発 足：平成16年11月17日の「地方分権推進総決起大会」
で正式発足

平成17年1月28日、第1回総会開催

(5) 総決起大会の開催

- ・平成15年11月19日
地方六団体「地方税財政基盤確立全国大会」（日本都市センター）
全国の首長、議長等約500人参加
- ・平成16年5月25日
地方六団体「地方財政危機突破総決起大会」（日本武道館）

- 全国の首長、議長等約 7,600 人参加
- ・平成 16 年 11 月 17 日
- 地方六団体「地方分権推進総決起大会」(日本武道館)
- 全国の首長、議長等約 9,200 人参加

(6) 日本列島縦断シンポジウムの開催

- ・全国 6 ブロックを目的に開催 (参議院議員選挙までに 7 カ所で開催)
- 宮城(4.10)、秋田(5.29)、静岡(6.13)、石川(5.27)、京都(5.27)、愛媛(5.21)、福岡(5.29)
- ・都道府県単位独自開催
- 岐阜県 3 月 27 日、福島県 5 月 13 日、新潟県 7 月 14 日

5 地方分権に対する考え方

1. 歴史的視点から見た地方分権

(1) 地方分権改革の歴史的意義

官僚政治から市民政治へ

- ・地方分権革命：「中央集権的な官僚政治」から「市民の手に政治行政を取り戻す市民政治」へ

(2) 大正デモクラシーと平成デモクラシー

大正デモクラシーと地方分権 「平成デモクラシー」へ

- ・国から地方への税源移譲は、第 1 回普通選挙(1928 年[76 年前])の際の立憲政友会(民党)の選挙公約以来の課題

石橋湛山『行政改革の根本主義 中央集権から分権主義へ』(大正 13 年 9 月 6 日)

「我が現在の行き詰まりを打開する第 2 維新の第一歩は、政治の中央集権、画一主義、官僚主義を破殻^{はがく}して、徹底せる分権主義を採用することである。」

〃 『市町村に地租営業税を移譲すべし』(大正 14 年 6 月 6 日、20 日、7 月 4 日)

「地方自治、少なくとも町村自治の近来の覚醒は著しい。これはまことに喜ぶべき機運であるから、宜しくこの際多少の不便と弊害はあっても、この機運に乗じて地方自治体に独立の財源を与え、以てますますその機運の増長を図るべきである。」

- ・大正デモクラシーの地方分権思想の復活 = 平成デモクラシー

(3) 明治維新による中央集権革命から平成維新による地方分権革命へ

明治維新 = 中央集権革命、平成維新 = 地方分権革命

中央集権体制は、明治維新以来我が国が進めてきた「工業社会」づくりのためのシステム

地方分権構造は、時間・距離を超えたシームレスな世界が実現する情報社会向けのシステム

薩長の盟約と地方6団体による改革案のとりまとめ

- ・地方6団体の共通の改革案 = 日本の形を変える改革 = 平成の薩長同盟
明治維新においては、1866年の薩長同盟の成立から2年で「明治」

自由民権運動と地方分権 **「平成の自由民権運動」**

- ・自由民権運動 = 地方自治、地租軽減等を掲げた民主主義革命運動

2. 住民主権と地方分権

- ・生活者の立場から総合的に考え、政策を実行できるのは地方自治体しかない。

「地域に自由を、市民に権利を」もたらすのが地方分権

政治・行政の透明性の向上（情報公開が市民参加の前提）

市民参加

政官業癒着構造からの脱却

- ・中央集権は「政官業」の癒着構造を生む
- ・地方分権改革により透明性の高い地方行政で癒着構造を断ち切る
国民の政治・行政に対する不信感の払拭

真の民主主義社会の構築

- ・「**代表制民主主義**」と「**地方自治**」が「**真の民主主義**」の車の両輪

日本は「地方自治」の確立が十分でなく、「真の民主主義」、「国民主権」とは言えない状況

ヨーロッパでは、第2次世界大戦時のナチズムに対する反省から、民主主義の確立には「地方自治」が何より大切と考え、その確立のために一貫して努力

その成果が「近接・補完の原理」を基本とするヨーロッパ地方自治憲章

- ・国民主権が実感できる社会、「**地域に自由を、市民に権利を**」

世界地方自治憲章案の主な内容

「近接・補完の原理」

- ・補完性と近接性の原則に基づき、公的な責務は原則として市民に最も身近な行政機関が担う

「地方自治体の全権限性」

- ・ 地方自治体は、法律によって自らの権限から除外されているもの以外の全ての事項について自らの発意に基づいて取り組む完全な自治権を有する

「包括的・排他的な権限配分」

- ・ 地方自治体の権限は、法律の規定に基づく規制等を除き、一切、侵害又は制限されない

「自主財政権」

- ・ 地方自治体は、自らの権能の範囲内で自由に使用し処分できる十分な自主財源を有し、その大部分は、自らその率を決定する権限を有する地方税、使用料及び手数料からなる
- ・ 財政力の弱い地方自治体のための財政調整制度を設けなければならない
- ・ 地方自治体は財政調整のルール策定に参加する権利を有する
- ・ 補助金は地方自治体の政策的な裁量権を侵してはならない

3. 地方分権による「高コスト不満足社会」から「低コスト満足社会」への転換

地方分権は画一・縦割りによる無駄を排除し、地域住民に満足をもたらす

「硬直社会」から「柔軟社会」へ

- ・ 全国一律・画一的な行政の仕組みが大きなムダを生んでいる
- ・ 画一・一律型から地域の実情、地域住民の意向に即した「多様性」「選択性」のある社会へ

「縦割り社会」から「横割り社会」へ

- ・ 縦割りの論理が地域まで、生活の現場まで貫徹されていることが、複合的・多機能なサービスを困難にし、大きなムダを生んでいる
- ・ 縦割りを横割りに転換するのは、生活の現場に近く、総合的な行政主体である地方自治体でなければならない

「規制社会」から「創意工夫社会」へ

- ・ 中央集権体制による国の過剰な関与が地方自治体や地域の活力、ひいては日本全体の活力を削いでいる
- ・ 地方が自主的・自立的に考え、決定し、実行できるようにすることにより、「操り人形列島」から「生き生き人間列島」へ

「不満足社会」から「満足社会」へ

- ・ 中央集権型の社会構造がさまざまな癒着を生み、透明性を欠くことで国民の不満を高めている

- ・行政の顧客満足度は、道路や施設などの整備水準ではなく、住民参加度によって高められる
- ・市民参加、市民のコラボレーションが満足度を高める
- ・**「依存社会」から「競争社会」へ**
- ・横並び、前例主義、依存体質が甘えの構造を生み、地域のみならず、日本全体の活力を低下させている
- ・地方自治体への競争原理の導入が活力を生む
- ・**「地方分権」が「真の構造改革」であり、究極の「財政再建」**
- ・「地方分権改革」は国のあり方を変えるとともに、地方自治体自身も「自己決定」「自己責任」「自己負担」へと転換

6 全国知事会長退任に当たって

「三位一体の改革」は残された課題が多い。

さらなる全国知事会、地方六団体の結束が必要
市町村重視の姿勢、市町村への権限・財源の移譲

政治力の発揮が鍵

地方分権推進連盟等の活動の活発化

国民への働きかけが重要

地方自治体自らの改革努力が必要

地方自治体の「甘えの構造」の三つのパターン（分権阻害型の自治体のパターン）

- ・「組合癒着型」、「大衆迎合型」、「リーダーシップ不在型」

三位一体改革への取り組み経過

平成15年

全国知事会議・高山会議の開催（高山市「飛騨・世界生活文化センター」） [7月16日～18日]

合意事項等

- ・日本地方自治憲章の制定
- ・三位一体改革に対し、廃止・縮減すべき国庫補助負担金を全国知事会として提案
- ・会長の選出方法（役員先行委員会による選出から選挙による選出への変更）の検討
- ・地方分権の推進に関する政党への働き掛けの検討
- ・内閣との定期的な意見交換の必要性

国庫補助負担金の廃止に関する調べ

[8月5日～9月1日]

高山会議での決定を受け、廃止すべき国庫補助負担金について各都道府県に対する調査を実施

全国知事会議の開催（都道府県会館）

[9月12日]

梶原拓岐阜県知事を新会長に選任

三位一体の改革に関する提言（全国知事会長私案）の公表

[10月7日]

全国の知事への調査結果に基づく提言（案）の公表

都道府県知事と民主党幹部との意見交換会（都道府県会館）

[" 日]

民主党のマニフェストに関する意見交換

- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事、宮城県知事、滋賀県知事、京都府知事、和歌山県知事、鳥取県知事、福岡県知事
- ・民主党出席者
菅代表、岡田幹事長、枝野政策調査会長、中川政策調査会長代理、玄葉『次の内閣』総務大臣、朝日政調筆頭副会長 / 参議院政審会長、福山政調副会長、大塚政調副会長

都道府県知事と自由民主党幹部との意見交換会（都道府県会館）

[10月15日]

自由民主党のマニフェストに関する意見交換

- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事、滋賀県知事、奈良県知事、和歌山県知事、鳥取県知事、鹿児島県知事
- ・自由民主党出席者
額賀政務調査会長、久世参議院政策審議会長、武部政務調査会筆頭副会長、山本国家戦略本部事務局次長

（参考：全国市長会）「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言～地方分権推進のための三位一体改革の早期具体化について～」のとりまとめ [10月23日]

補助金の廃止・縮減について

- ・廃止して税源移譲すべき補助金：総額約5.9兆円
- 地方への税源移譲の総額：約5兆円
- ・所得税から個人住民税（個人住民税の10%程度の比例税率化）

- ・消費税から地方消費税（消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲）
- ・廃止すべき補助金額と税源移譲額の差額は行財政改革による効率化努力で対応

（参考）第43回衆議院議員総選挙

[11月9日]

全国知事会議の開催（都道府県会館）

[11月18日]

「三位一体の改革に関する提言」を全国知事会の総意として決定し、公表

- ・見直し対象とした国庫補助負担金の総額：11兆2,082億円（国予算ベース）
 - うち、都道府県が事業主体である国庫補助負担金の額：6兆9,852億円
- ・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの：総額8兆9,357億円
 - うち、都道府県が事業主体であるもの：6兆4,066億円
- ・地方への税源移譲額：7兆9,234億円
 - うち、都道府県が事業主体であるもの：5兆8,040億円
- ・税源移譲の対象となるべき税目と移譲額
 - 所得税から住民税へ個人住民税を10%比例税率化：移譲額3兆円程度
 - 消費税から地方消費税へ地方消費税を1.5%引き上げ：移譲額3.6兆円程度
 - 揮発油税（2兆8千億円）の一部地方譲与税化等：移譲額1.4兆円程度

地方六団体「三位一体の改革に関する緊急提言 - 平成16年度予算編成に向けて - 」のとりまとめ

[11月19日]

主な内容

- ・国庫補助負担金の原則的廃止
- ・税源移譲の早期実現
- ・地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の重要性
- ・地方行財政改革の推進及び地方行政体制の整備

地方六団体「地方税財政基盤確立全国大会」の開催（日本都市センター）

[" 日]

地方公共団体の首長、議員、国会議員、総務省幹部等約800人が出席

「地方税財政基盤の確立に関する決議」の採択

要請活動

- ・内閣官房長官、同副長官、経済財政政策担当大臣への要請活動の実施（地方六団体会長）
- ・都道府県ごとの地元選出国会議員への要請活動の実施

全国知事会「三位一体改革に関する会長談話」の発表

[" 日]

三位一体の改革に関する財務大臣発言（11月14日）について

- ・基幹税への移譲は国庫補助負担金の廃止等がある程度まとまってから行うべきという、国庫補助負担金の廃止を優先させ、税源移譲は後回しでよいと受け止められかねない趣旨の発言について、強く反対の意思を表明

三位一体の改革に関する総理大臣の指示（11月18日）について

- ・平成16年度における三位一体改革の推進について、1兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減を目指して検討すること及び併せて税源移譲も行うことという指示について、三位一体の改革を具体的に進めようとの強い意図に基づくものであるとして歓迎する旨を表明

全国知事会「三位一体改革の推進についての会長談話」の発表

[11月26日]

関係大臣が内閣総理大臣の指示の趣旨に沿って、改革案の取りまとめを早急に行っていただくよう期待しているが、教職員の退職手当等に係る経費を国庫負担金の対象から除外することなどは単なる地方への負担転嫁であり容認できないものである旨を表明

政府主催全国都道府県知事会議の開催(総理大臣官邸) [12月1日]
全国知事会による「三位一体改革に関する提言」の考え方を説明したうえで、総理大臣のリーダーシップによる三位一体の改革の着実な推進を申し入れ

地方六団体「三位一体改革の推進に関する緊急意見」の発表 [12月3日]
主な内容
・生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金の負担割合の引下げや教職員の退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の対象から除外する等の措置は単なる地方への負担転嫁であり絶対に容認できない

(参考：全国町村会)「町村からの提言 ～市町村合併と分権改革・三位一体改革について～」のとりまとめ [" 日]
市町村合併等の課題への考え方の表明と合わせて、三位一体の改革について、地方交付税の財源保障機能の堅持、地方税財源の充実強化等を提言

地方六団体「基幹税での税源移譲についての緊急アピール」の発表 [12月8日]
主な内容
・来年度の税源移譲の税目としてはたばこ税とする案が報道されているが、たばこ税は基幹税とは言えず、将来性もなく「基本方針2003」の趣旨に沿わないものであり断固反対
・あくまでも基幹税である個人住民税、地方消費税への税源移譲とすべき

全国知事会「三位一体の改革の推進に関する緊急意見」の発表 [" 日]
全国知事会会長と全国知事会政権公約評価研究会座長(岩手県知事)との連名による意見表明
・基幹税による税源移譲の必要性、補助率カット・交付金化の問題点、小泉首相自らがリーダーシップを発揮することの必要性等

地方六団体「三位一体の改革に関する国庫補助負担金の削減問題についての会長談話」の発表 [12月11日]
主な内容
・生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金について現行の負担割合を維持することとさことは評価、今後の検討について地方公共団体の意見を尊重すべき
・国庫補助負担金の廃止・縮減に見合うべき税源移譲は、将来性のないたばこ税ではなく、あくまでも基幹税により行うべきものである
・地方公共団体の意見の尊重と三位一体改革推進の工程表の早期提示

地方六団体「三位一体の改革に関する税源移譲についての会長談話」の発表 [12月17日]
主な内容
・平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施すると決定したこと、暫定措置とはいえ改革の初年度である平成16年度において基幹税である所得税の一部を所得譲与税として地方に税源移譲することは評価

全国知事会議の開催(都道府県会館) [12月19日]
麻生総務大臣及び香山総務審議官の出席による、三位一体改革、税制改革、地方財政対策に対する説明及び意見交換

平成16年

全国知事会「地方交付税等の大幅削減に対する緊急コメント」の発表 [2月9日]

国の「三位一体の改革」における国庫補助負担金の見直しや税源移譲が不十分な中、地方交付税の削減のみが突出して行われることは地方公共団体の財政運営に致命的な打撃を与えるものであるとして、以下の項目について緊急に意見を表明

- 1 地方財政見通し等の早期公表と地方の意見の反映
- 2 的確な財源保障
- 3 今後の地方財政への対応（政府は地方公共団体の危機的な財政状況を十分認識し、地方公共団体が将来見通しをもって予算編成や行財政運営ができるよう適切な対応を講ずべき）

「三位一体改革列島縦断シンポジウムinG I F U」の開催（岐阜県大野町） [3月27日]

地方自治確立対策協議会による全国ブロックごとの開催に先駆け、岐阜県が単独で開催

会場：大野町総合町民センター、来場者数：約1,100人

地方自治確立対策協議会による開催：

宮城(4.10)、秋田(5.29)、静岡(6.13)、石川(5.27)、京都(5.27)、愛媛(5.21)、福岡(5.29)

都道府県単位独自開催：

岐阜県のほか、福島(5.13)、新潟(7.14)、滋賀(11.3)

全国知事会議の開催（都道府県会館） [3月30日]

会議終了後、自由民主党の額賀政務調査会長との間で、地域再生構想案等についての意見交換を実施

自由民主党「地方税財政改革PT」の会議への知事出席（自由民主党本部） [4月2日]

出席者

- ・全国知事会：岩手県知事、秋田県知事、宮城県知事、兵庫県知事、高知県知事

テーマ

- ・今後の地方税財政改革について

全国知事会「平成17年度以降の「三位一体の改革」の取り組みについての申し入れ」の実施

[4月15日]

全国知事会会長と岩手県知事が、自由民主党額賀政務調査会長に対し申し入れを実施

- ・三位一体改革の推進にあたっての基本的な考え方及びその全体像の提示
- ・基幹税（所得税、消費税）による所要の規模の税源移譲の実行
- ・目先の国の財政再建を目的とした地方交付税の削減は行われるべきでないこと
- ・その他、直轄事業負担金の廃止、国自らの行財政改革努力の必要性等

都道府県知事と自由民主党政務調査会長との意見交換会（都内）

[5月13日]

自由民主党政務調査会幹部との懇談

- ・三位一体改革、骨太の方針2004等に関する意見交換
- ・全国知事会会長をはじめ18名が出席

都道府県知事と公明党幹部との意見交換会（衆議院内公明党役員室）

[5月14日]

公明党幹部（神崎代表）との懇談

- ・三位一体改革、骨太の方針2004等に関する意見交換
- ・全国知事会会長をはじめ9名が出席

**(参考：全国市長会)「真の三位一体改革の推進に関する提言 - 地方交付税改革を中心として - 」
のとりまとめ** [5月24日]

地方歳出の見直しの基本的考え方

- ・地方財政計画の規模の抑制に当たっては国の施策の見直し、義務づけの廃止・縮小が前提
- ・急激な見直しではなく実態を不磨言えた工程表を明示
- ・地方の意見を十分に踏まえた全体像の明確化

地方交付税改革の基本的な方向

- ・時代のニーズに即した投資から経常へのシフト、実態を踏まえた地方交付税の所要額の確保
- ・基幹税による本格的な税源移譲の早期実現
- ・補助金の廃止と地方の自己決定権の拡大

地方六団体「地方財政危機突破総決起大会」の開催(日本武道館) [5月25日]

地方公共団体の首長、議長等7,600名が参加

「地方財政危機突破に関する緊急決議」の採択

要請活動

- ・政府関係閣僚、与党幹部に対する要請活動の実施(地方六団体会長等)
- ・その他、都道府県ごとの地元選出国會議員等への要請活動の実施

全国知事会議の開催(都道府県会館) [" 日]

「平成17年度における「三位一体の改革」に関する提言」の決定、公表

- ・平成17年度については、所得税から住民税への移譲3兆円程度、消費税から地方消費税への移譲及び揮発油税の地方譲与税化1兆円程度、合計4兆円程度の移譲を図るべき
- ・4兆円程度の税源移譲をまず先行して決定し、それに見合った額の国庫補助負担金を廃止すべきであり、その際、地方の自由度の拡大につながるよう、奨励的補助金や公共事業関係補助金などを優先して廃止すべき
- ・平成16年度において、税源移譲と関わりのない形で地方交付税の大幅な削減が行われたことから、平成17年度における所要一般財源総額については、平成16年度の大幅な削減前の水準を確保することが必要

(国の動き)「骨太方針2004」の閣議決定 [6月4日]

主な内容

- ・三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。
- ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

地方六団体「「骨太方針2004」についての会長談話」の発表 [" 日]

主な内容

- ・地方公共団体の意見を取り入れ、具体的な税源移譲額が示されたことは評価
- ・地方公共団体としても税源移譲廃止すべき国庫補助負担金等の改革案の具体案をとりまとめるので、国はこれを十分尊重し、確実に税源移譲に結びつけることが重要

都道府県知事と自由民主党政務調査会長との意見交換会(都道府県会館) [6月7日]

自由民主党額賀政務調査会長ほか同調査会幹部との意見交換

- ・テーマ：地域再生問題について
- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、群馬県知事、栃木県知事

- 国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から要請** [6月9日]
内閣府より地方六団体へ口頭要請
- 都道府県知事と民主党幹部との意見交換会(都道府県会館)** [" 日]
民主党岡田代表ほか同党幹部との意見交換
・テーマ：当面する地域の諸問題について
・全国知事会出席者
全国知事会会長、群馬県知事
- 都道府県知事と公明党政務調査会との意見交換会(衆議院第1議員会館)** [6月11日]
公明党北側政務調査会長ほか同党幹部との意見交換
・テーマ：当面する地域の諸問題について
・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事
- 地方六団体会長、執行3団体会長で頻繁に協議、各省庁大臣等と意見交換** [6~7月]
国庫補助負担金等に関する改革案に盛り込む内容、移譲対象補助金の考え方について意見交換
「小異を捨て大同につく」との基本方針で合意形成に取り組む
各省庁大臣との意見交換
・財務大臣(6.17)、内閣官房長官(6.18)、総務大臣(6.25)
- (参考)第20回参議院議員通常選挙** [7月11日]
- 全国知事会議の開催(都道府県会館)** [7月15日]
麻生総務大臣との三位一体改革等に関する意見交換
改革案の作成に向けての意見交換
・改革案の取りまとめにあたっての基本的考え方、手順、市町村の意向の尊重等
『地方自治に対する国の過剰な規制・関与の撤廃』に向けた提言の決定、公表
- 地方六団体代表と片山自民党地方税財政改革PT座長との意見交換会(都内)** [7月22日]
三位一体改革の進め方に関する意見交換
地方六団体各代表及び全国知事会地方制度調査委員会委員長(岡山県知事)が出席
- 全国知事会、全国市長会「生活保護費負担金の見直しに関する会長談話」の発表** [8月5日]
国庫負担割合の引き下げによる地方への負担転嫁が強行された場合に事務を返上する考えがある旨の表明
- 全国町村会(理事会)において改革案を了承** [8月17日]
- 全国市長会(政策委員会)、全国市議会議長会(正副会長・部会長・相談役・正副委員長合同会議)、全国町村議会議長会(理事会)において改革案を了承** [8月18日]
- 全国都道府県議会議長会(役員会)において改革案を了承** [8月19日]
- 全国知事会議・新潟会議の開催(新潟市「朱鷺メッセ」)** [8月18、19日]
改革案の提出について了承
・義務教育に関しては付記意見を付ける
全国知事会改革案について了承(役員選任、組織体制、意思決定手続)

地方六団体会長会議（最終合意）

[8月19日]

「国庫補助負担金等に関する改革案」の概要

【「三位一体改革」の全体像】

- ・地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
- ・第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

全体像： 国から地方への税源移譲： 8兆円程度

国庫補助負担金の見直し： 9兆円程度

地方交付税の見直し

【平成17年度及び18年度における改革】

- ・税源移譲額：個人住民税の10%比例税率化により所得税から住民税へ3兆円程度移譲
- ・移譲対象補助金：3.2兆円（「移譲対象補助金一覧」の提示）

【その他】

- ・地方交付税による確実な財源措置、国直轄事業負担金の廃止、国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化、国による関与・規制の見直し

地方六団体「国庫補助負担金等改革案提出に当たっての共同声明」の発表

[" 日]

主な内容

- ・「小異を捨て大同につく」という観点に立ち共同案として提示することができたことは、「真の地方分権改革」を推進するという我々の強い姿勢を示すもの
- ・国においては、この改革案とこれに込めた我々の思いを真摯に受け止めるべき
- ・誠意を持って地方六団体との協議を進めながら、改革の全体像を速やかに提示し、平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も更に、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう強く求める

地方六団体会長と総務大臣との会談（総務省）

[8月24日]

地方六団体改革案についての説明

地方六団体会長が改革案を内閣総理大臣へ提出（首相官邸）

[" 日]

地方六団体会長が面談し、改革案について説明

総理が国と地方の協議機関の設置を明言し、正式に改革案を提出

総理発言

- ・「協議機関については、内閣官房長官を中心にして、総務大臣、財務大臣に入ってもらおう。」
- ・「六団体から提出されたいろいろな意見について誠実に対応し、できることからやっていく。」

地方六団体会長が経済財政諮問会議において改革案を報告（首相官邸）

[" 日]

総理発言

- ・「六団体が議論百出、賛否両論ある中でまとめてくれたので、官房長官を中心にして協議機関を設置する。」
- ・「政府は、責任を持って提言を真摯に受け止め、地方分権の本旨に則った三位一体の改革に向かって対応し、まずは17年度予算に活かしていくように最大限努力する。」

地方六団体会長から関係閣僚への改革案の説明

[8月25日]

財務大臣、経済財政政策担当大臣に対し、個別に改革案を説明

自由民主党「総務部会・地方税財政改革PT合同会議」（自由民主党本部）

[" 日]

地方六団体会長から改革案について説明

- ・自由民主党側出席者：今井政務調査会総務部会長、片山地方税財政改革PT座長他

公明党「地方分権・三位一体改革推進委員会」(衆議院第一議員会館) [〃 日]

執行三団体会長から改革案について説明

- ・公明党側出席者：北側地方分権・三位一体改革推進委員会委員長他

自由民主党政務調査会「重点政策推進委員会・第三部会」(自由民主党本部) [9月1日]

地方六団体会長が出席し、改革案について説明

- ・自由民主党側出席者：額賀政務調査会長、中馬重点施策推進委員会第三部会主査他

国と地方の協議の場第1回会合(首相官邸) [9月14日]

国庫補助負担金改革案を提示する前提条件としての地方の意見の反映の場

テーマ：地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」について

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

地方六団体からの「協議に当たっての基本姿勢」の提示

- ・自治体首長・議員は、国会議員と同じ地盤の有権者から負託を受け「国を想い、国を創る」気持ちは共通であり官僚ペースではなく、国民に直接責任を負う政治家として共通の基盤に立って議論をしていきたい
- ・地方六団体は、多くの困難を乗り越えて改革案をまとめた
- ・政府においても真摯に受け止め、国側の改革案をまとめてこの協議の場に提案すべきであり、個別に各省庁等と議論するつもりはない

地方六団体代表と総務大臣との意見交換(麻生丸町) [9月22日]

地方六団体提言を踏まえた、地方財政計画及び地方財政対策の策定に関する国と地方六団体との第1回協議の場として位置づけ

地方六団体会長会議(都道府県会館) [10月5日]

「国と地方の協議の場」の運営に関する内閣官房長官への申入れ、「三位一体改革の実現のための活動の展開について」の申し合わせ及び「地方分権推進総決起大会(仮称)」の開催について協議

地方六団体会長から内閣官房長官への申入れ

- ・会長会議で決定した、「国と地方の協議の場」の運営に関する申入れ及び改革案に対する省庁等からの妨害事例についての報告を行うとともに、意見交換

地方六団体会長が10月5日の意見交換を踏まえ内閣官房長官に申入れ [10月6日]

前日の官房長官との意見交換を踏まえ、「国と地方の協議の場」の運営に関して、地方六団体が掲げる事項に十分配慮して運営されることを前提に協議を進めることとする文書を提出

全国知事会「税源移譲に関する考え方についての声明」の発表 [10月8日]

主な内容

- ・「公共事業は税源移譲の対象外であることは地方六団体に明確に伝わっている」との北側国土交通大臣の会見報道がなされたが、地方六団体として財務大臣から明確に説明を受けたことはなく事実を歪曲するもの

全国知事会長から各都道府県知事あて、三位一体改革の実現のための活動の展開について依頼

[" 日]

10月5日の地方六団体会長会議の申し合わせに基づく三位一体改革の実現のための活動について依頼

地方六団体代表者会議の結成

[10月12日]

地方六団体として緊急に対応すべき事項に関して速やかに行動できるよう、各代表者による会議を設置

- ・議長：全国知事会会長、議長代行：全国市長会会長、全国町村会会長
- ・全国3000の自治体 = もう一つの日本

国と地方の協議の場第2回会合(首相官邸)

[" 日]

テーマ：文教・科学振興関係、社会保障関係

- ・文部科学大臣が義務教育費国庫負担金堅持等について発言。
- ・厚生労働大臣が代替案（国民健康保険、生活保護、児童扶養手当の国庫負担の見直し）を出す

国と地方の協議の場第3回会合(首相官邸)

[10月19日]

テーマ：経済産業関係、沖縄及び北方対策関係、その他補助金関係

- ・経済産業大臣が所管補助金の必要性について発言
- ・沖縄・北方対策担当大臣が沖縄振興に支障が生ずることのないよう措置する必要性について発言
- ・農林水産大臣が交付金化、省庁連携強化による代替案を出す
- ・厚生労働大臣が前回説明した案を補足説明

(国の動き) 経済財政諮問会議「三位一体の改革について」審議

[10月22日]

財務大臣が当面の地方財政計画の改革（地方交付税の削減）に関する資料を提出

全国知事会拡大正副会長会議の開催(都道府県会館)

[10月26日]

- ・三位一体改革の状況、政府主催全国知事会議等について、意見交換

国と地方の協議の場第4回会合(首相官邸)

[" 日]

テーマ：公共事業関係、三位一体改革総論

- ・農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣が国庫補助金堅持、交付金化について発言
- ・財務大臣が地方交付税の大幅削減について発言

全国知事会「谷垣財務大臣の経済財政諮問会議提出資料に基づく地方交付税削減額の試算」を提出

- ・7.8兆円もの地方交付税削減が行われた場合の地方自治体への影響
都道府県で1団体あたり 約913億円（1団体あたり交付税総額約2,400億円の約38%）
市町村では1団体あたり 12億円（1団体あたり地方交付税総額約30億円の約40%）
- ・財務大臣の主張では、これらは全く無駄な歳出であり、これに伴う行政サービスの水準低下は住民が甘受すべきものとしているが、到底容認できるものではない

(国の動き) 各省庁からの地方六団体国庫補助負担金改革案への代替案の提出

[10月28日]

緊急地方知事会代表者会議(都道府県会館)

[11月4日]

各ブロック単位あるいは各都道府県単位での組織的、効果的な運動を展開するための取り組みについて、次の事項を確認

各都道府県における自治体代表者会議、地方分権推進連盟の設置

各都道府県単位での行動計画の作成
各府省の改革案、財務大臣の地方交付税削減案に対する知事会としての反論、主張すべき事項
について意見交換

地方六団体後援「日経シンポジウム『地方分権と地域の創造』」の開催（日経ホール） [11月9日]

基調講演「地方分権のビジョン」神野直彦東大大学院教授

パネルディスカッション

- ・パネル 「三位一体改革と地域経営の自立」
梶原拓全国知事会会長、斎藤慎大阪大学大学院教授、北城恪太郎経済同友会代表幹事、
（司会）白石真澄東洋大学助教授
- ・パネル 「地方新時代と地域創造」山出市長会長、山本町村会長他
山出保全国市長会会長、山本文男全国町村会会長、井上義國ダイキン工業(株)顧問、
竹内智(株)ワタミファーム代表取締役社長、（司会）林宜嗣関西学院大学教授

国と地方の協議の場第5回会合（首相官邸） [〃 日]

テーマ：三位一体改革総論

- ・地方六団体から、三位一体改革に関する考え方、義務教育費国庫負担金、災害対策に関する
公共事業、地方交付税額、生活保護・児童扶養手当、国民健康保険等に関する資料を提出
政府側出席者
- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

全国知事会議の開催（都道府県会館） [11月11日]

政府主催全国知事会議に一致団結して取り組むための事前の意見交換

「地方交付税の改革に向けて（検討のポイント）」を公表

政府主催全国都道府県知事会議の開催（首相官邸） [11月12日]

総理発言

- ・「地方六団体が賛否両論ある中で提言をまとめた。真摯に受け止め、いかに実現するか。皆
さんの趣旨を生かして政府としてまとめていきたい。」と発言

全国知事会会長からの要請

- ・総理発言を受け、「地方六団体がまとめた国庫補助負担金等の改革案に沿った三位一体の改
革の全体像を示していただきたい。」と要請

この間、各都道府県単位で地元選出国會議員に対して地方分権推進総決起大会への参加等を要請

地方六団体「地方分権推進総決起大会」の開催（日本武道館） [11月17日]

地方公共団体の首長及び議員、国會議員等約9,200名が参加

「地方分権改革の推進に関する緊急決議」の採択

「地方分権推進連盟」の結成

- ・全都道府県の都道府県議会議長、市議会議長会会長、町村議会議長会会長、知事、市長会会
長及び町村会会長をもって組織
- ・地方分権を積極的に推進する超党派の国會議員を顧問として置く
- ・連盟の会長は議会3団体の会長が共同で務める

要請活動

- ・内閣官房長官、自由民主党幹事長及び総務会長への実行運動（地方六団体会長）
- ・都道府県ごとの地元選出国會議員への実行運動

都道府県知事と民主党幹部との意見交換会（都道府県会館） [11月18日]

テーマ：三位一体改革問題を中心とする当面の諸問題について

出席者

- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事、千葉県知事、滋賀県知事、鳥取県知事
- ・民主党出席者
岡田代表、川端幹事長、仙谷政策調査会長、五十嵐ネクスト総務大臣他

(国の動き) 政府・与党による「三位一体の改革に関する基本的枠組み(案)」の決定 [" 日]

国と地方の協議の場第6回会合(首相官邸)

[11月24日]

テーマ：三位一体改革総論

- ・政府・与党による基本的枠組みについて
- ・地方六団体から、地方六団体改革案を尊重すべき事項について説明のうえ、尊重されない場合は改革案の撤回も辞さない旨を伝達

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

政府・与党による「三位一体の改革について」(全体像)の決定

[11月26日]

政府・与党合意の評価すべき事項

- ・税源移譲：個人住民税による税源移譲の明確化
- ・地方交付税：安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の確保、中期地方財政ビジョンの策定、地方交付税の算定プロセスへの地方関係団体の参画
- ・義務教育費国庫負担金：税源移譲の対象とされたこと及び半分が17年度で措置されること
- ・社会保障関係国庫補助負担金：生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金について、17年度は負担率の引き下げが行われないこととなったこと
- ・公共事業国庫負担金：交付金化について、省庁の枠を超えた一本化、地方の自主性・裁量性の向上、執行過程における適正化措置を講ずること等の方針が示されたこと
- ・国と地方が対等な立場で協議する「国と地方の協議の場」が継続するとされたこと

問題点及び今後の課題

- ・地方の裁量を拡大するためには、額の大小だけでなく相当数の事業が廃止されなければならないが、地方六団体改革案が対象とした148項目に対して極めて少数に止まる
- ・施設整備関係公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱いは17年中に結論を得ることとされたが、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設に関しては、税源移譲の対象とすべき
- ・義務教育費国庫負担金が中教審の議論を待つとして先送りしながら、社会保障審議会における議論の中段階のものが一方的に取り上げられたが、現行制度の根幹の枠組みを変えることは認められない
- ・地方の裁量権の拡大や省庁の枠を超えた一本化などの方針が示され、協議の場(第7回)において各省庁に指示が出されたと説明されたが、具体的に、いつどうするかという工程が明らかでない
- ・国の関与に見直しについて、各省庁の回答はゼロに等しく、より真剣に受け止めたうえで対応方針を明らかにする必要がある

国と地方の協議の場第7回会合(首相官邸)

[" 日]

協議事項

- ・政府・与党合意「三位一体の改革について」の提示及び説明
- ・地方六団体側からの問題点・課題等の指摘

- ・国と地方の協議の場を継続することの確認

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

地方六団体「三位一体の改革について」の共同声明

[11月29日]

主な内容

- ・よりよい三位一体の改革案づくりのため、国と地方が対等の立場で真剣に協議を重ねたことは、地方分権の実現、地方自治の確立の観点から画期的なこと
- ・政府・与党合意は、多くの課題が先送りされるとともに、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多く、引き続き「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、さらに結束を強化してその実現に努力する

(参考：全国町村会)

「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて ～地方交付税のあり方について～」のとりまとめ

[12月2日]

地方交付税の一方的な削減の動きへの批判、税源移譲による交付税の原資の減少に対する交付税の法定率を引き上げ、地方圏の町村・中山間地域の果たすべき公益的機能などの役割を踏まえた再配分の仕組みの検討について提言

地方六団体代表者会議の開催(麻 - 蕪町)

[12月7日]

地方の信頼を裏切る理不尽な地方交付税の削減が一方的に行われた場合は、政府に対する不信任の意思表示や抗議声明などの運動を展開することについて申し合わせ

地方六団体代表と総務大臣との意見交換(麻 - 蕪町)

[" 日]

テーマ：地方財政計画について

地方六団体代表と片山自民党地方税財政改革PT座長との意見交換(麻 - 蕪町)

[" 日]

テーマ：三位一体改革への対応

地方六団体「国と地方の協議の場」の開催について(内閣官房長官に申し入れ)

[" 日]

国と地方の協議の場において協議すべき事項

- 1 地方交付税総額の確保を含む平成17年度の地方財政対策
- 2 公共事業等に関する国庫補助負担金の交付金化及び補助金改革の工程表
- 3 国民健康保険への新たな都道府県負担の導入
- 4 国の関与・規制の廃止、見直しに関する今後の対応方針
- 5 平成19年度以降の第二期三位一体改革の必要性

地方六団体代表者会議より、理不尽な地方交付税の削減が行われた場合の全国的な運動の展開について各地方自治体首長及び議会議長に依頼

[12月13日]

理不尽な地方交付税の削減が行われた場合における全国的運動の展開

- ・各団体、各議会、各都道府県単位、各ブロック単位等による政府に対する不信任の表明や抗議声明、国民・世論への訴えなど

地方六団体代表による「地方交付税の確保に関する要請」活動の実施

[12月14日]

主な内容

- ・平成17年度の地方交付税総額は16年度以上の額を確保すべき
- ・定率減税の縮小が行われた場合に適切な対応をすべき
- ・地方六団体の参画により、地方財政計画を適正に策定すべき

要請先

- ・総務大臣、財務大臣、与党幹部
- ・自由民主党幹事長、総務会長、政務調査会長、参議院議員会長、参議院幹事長
- ・公明党代表、政務調査会長

全国知事会議の開催(都道府県会館)

[〃 日]

三位一体の改革についての総括と今後の対応策に関する協議
地方分権の趣旨に添った「三位一体の改革」の推進に関する決議
全国知事会改革に関する規約の改正(役員の選任、組織体制、意思決定手続)

地方六団体「平成17年度地方財政対策についての共同声明」の発表

[12月18日]

主な内容

- ・平成16年度以上の一般財源総額と出口ベースの地方交付税総額が確保されたこと、投資から経常への需要構造の変化を的確に反映させるための一定の措置が実行されたことについては評価
- ・総務大臣をはじめ御尽力いただいた関係者の御努力に敬意を表する
- ・地方六団体は政府・与党合意に残る多くの課題について、引き続き「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、更に結束を強化して、その実現に努力し、地方分権推進連盟の活動等を通じて強力な運動動を展開していく

国庫補助負担金の合理化について内閣官房長官に申し入れ

[12月20日]

主な内容

- ・国は地方に更なる合理化を求めているが、国自身が不合理な補助負担金制度によって、
「無駄を強制している」
「スリム化を妨害している」
「創意工夫を殺している」

地方六団体代表者会議の開催(都道府県会館)

[12月21日]

全国版「地方分権推進連盟」全国代表格顧問(自民党五役、公明党三役)の就任報告
国と地方の協議の場第8回会合の対応について協議

国と地方の協議の場第8回会合(首相官邸)

[12月24日]

第8回「国と地方の協議の場」資料(地方六団体)

- 1 国庫補助負担金の合理化及び補助金改革の工程表について
- 2 国の関与・規制の廃止、見直し等について
- 3 第2期改革の必要性について
- 4 税源移譲の対象とならない国庫補助負担金のスリム化について
- 5 義務教育のあり方について
- 6 国民健康保険財政に対する新たな都道府県負担の導入について
- 7 生活保護費負担金等の検討について
- 8 税源移譲3兆円規模について

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

平成17年

全国知事会「三位一体の改革に関する対策会議」の開催（都道府県会館） [1月11日]

三位一体の改革の総括と展望に関する協議

- ・出席者：全国知事会会長、三位一体改革研究会構成メンバー、財源調整問題研究会座長、国の過剰関与等撤廃研究会座長

地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合（第1回）の開催（杉材-77） [1月18日]

三位一体改革の全体像に関する政府・与党合意に基づき、第1回会合と位置づけ。以降、定期的に開催

- ・地方財政の見通し、地方財政対策、地方税財政関係法案、地方交付税の算定その他の地方財政に関する重要事項を議題とする
- ・総務大臣が必要な時期に開催するほか、特に必要がある場合は地方六団体から開催を要請することができる

第1回会合のテーマ

- ・地方税財政関係法案等について

地方分権推進連盟総会の開催（全国都市会館） [1月28日]

主な内容

- ・三位一体改革の総括（自治体・日本会議議長）
- ・自由民主党顧問代表、公明党顧問代表あいさつ
- ・講演：神野直彦 東京大学大学院経済研究科教授
- ・決議文の採択

参考：各都道府県単位での地方分権推進連盟は、28府県において設置済、12道県が検討中（平成16年12月20日現在）